

明和町特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定するものとする。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各任命権者の人事担当者等を構成員とした行動計画策定・推進委員会を設置する。また、次世代育成支援対策に関して、管理職員や職員に対し、情報提供等を実施する。

4 計画の実施状況の公表

前年度の取組状況や目標に対する実績等について、広報誌やホームページへの掲載等により公表する。

II 具体的な内容

1 各種制度の周知

母性保護、育児休業、休暇、時間外勤務の制限などの各種制度を理解しやすいように、庁内イントラネットを活用するなど、職員への情報提供を行うとともに、職場において、妊娠している人や子どもを育てている人がそのような制度を利用しやすい環境を整える。

2 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度、出産費用の給付等の経済的支援措置について周知を図るとともに、妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

【現在行っている施策】

産前産後休暇(産前8週産後8週)、妊娠中又は出産後一年以内の保健指導・健康診査に伴う職務専念義務の免除、出産費・家族出産費、出産費・家族出産費附加金、出産祝金、育児休業手当金、育児休業による共済組合の掛け金免除、育児又は介護等のための深夜勤務及び時間外勤務の制限、育児休業による共済組合の掛け金免除期間を子

子どもが3歳に達する日の属する月の前月まで延長

3 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

子どもの出生時における男性職員の特別休暇及び年次休暇の取得促進について、職員に対し周知を図るとともに、連続休暇を取得できるように、必要に応じて職場の中での臨時の応援態勢を作り、連続休暇を取得するように働きかける。

【現在行っている施策】

男性職員の育児休業取得の推進

配偶者出産休暇 2日

配偶者の産前産後の期間に小学校未就学の子どもを養育するための休暇 原則5日

4 育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境の整備等

育児休業や育児短時間勤務の取得手続や経済的な制度等の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業や育児短時間勤務の取得について制度の周知徹底を図ると共に、育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該所属において業務分担の見直しを行う等育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境の整備に努める。

【現在行っている施策】

妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明、育児短時間勤務制度

5 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

子育てと仕事を両立させ、女性職員の活躍推進に向けて、育児休業中の職員に対して情報提供等を行い、復帰後は仕事と育児を両立するために支援制度を利用しやすい環境の整備に努める。

【現在行っている施策】

育児休業から復帰する職員に対し、個別に育児短時間勤務等の支援制度について説明

6 超過勤務の縮減

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知徹底を図ると共に、超過勤務縮減のため効率的な事務遂行を図る。

【現在行っている施策】

打合せ・連絡事項は電子メール、電子掲示板の活用、毎週水曜日のノー残業日の設定

7 休暇の取得の促進

(1) 年次休暇の取得の促進

年次休暇は、心身のリフレッシュに役立ち、その結果公務能率の向上に資するものであるという意識を周知徹底するため、所属内の会議等の機会を通じて職員一人ひとりの意識啓発を図る。また、年次有給休暇の計画的使用を促進するため、計画表作成等の推進を図る。

(2) 連続休暇等の取得の促進

効率的・計画的な休暇のあり方を検討し、月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」等連続休暇の取得の促進を図る。

(3) 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得の促進を図る。

【現在行っている施策】

子の看護のための休暇 未就学児5日

8 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

【現在行っている施策】

庁舎各階に乳幼児と一緒に安心して利用できる授乳室も兼ねた多目的トイレの設置

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

職員は、地域における子育て活動に積極的に参加するよう心がけること。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

子どもを対象とした職場体験学習の積極的な参加を促す。

【現在行っている施策】

中学生の職場体験学習において親の勤務する職場の体験